

八幡浜市国保 服薬情報通知業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度 八幡浜市国保 服薬情報通知業務

2. 目的

重複・多剤服薬者に対して医薬品の適正使用を促し、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

八幡浜市（以下「市」という。）から提供するレセプト等に関するデータを用いて、重複・多剤服薬者の分析及び抽出を行い、医薬品の適正使用を促す服薬情報通知書の作成及び発送を行う。また、市の保健師等による訪問指導実施のための訪問対象者リストを作成し、市へ提出する。業務終了後は、効果分析報告書を作成し、市へ提出するものとする。

5. 提供データ

市から提供するデータは以下のとおりとする。

(1) レセプトデータ

レセ電コード情報ファイル CSV データ

- ・ 医科・・・「21_RECODEINFO_MED.csv」
- ・ DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.csv」
- ・ 調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.csv」

※候補者抽出用及び効果測定用それぞれ直近4か月分

(2) 被保険者マスタ

- ・ 特定健診等被保険者データ・・・「KD_IF015.csv」

(3) 外字フォントファイル

- ・ 「EUDC.TTE」

6. 業務内容

(1) データベースの構築

5のデータを用いて、以下の条件をすべて満たした精度の高いデータベースを構築する。

- 最新情報に更新されたマスタ情報を基に構築すること。
- 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスを行い、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- マスタ情報は、多くの保険者での豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、学術機関等の第三者により定量的に評価されていること。

- エ. 医薬品添付文書や診療ガイドラインなどの文献を元に作成した根拠のある紐づけ用マスタを用いて、レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為を正しく結び付けること。
- オ. レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能であること。
- カ. 実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されないこと。
- キ. 上記が実現できる理由を合理的に説明できる処理方法を採用していること。
- ク. レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。
- ケ. データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、その品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明のできるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとする。
- コ. データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について市が開示を求めた場合に、提供できるよう努めること。

(2) 対象者リストの作成

6 (1) のデータベースを用いて、重複・多剤服薬者を抽出し、優先順位の高い対象者の判別が可能なリストを作成する。

ア. 抽出条件

- ① 重複服薬候補者は、2 か月以上連続して、1 か月に同一薬剤又は同様の効能・効果をもつ薬剤を複数の医療機関から処方されている者とする。
- ② 多剤服薬候補者は、1 か月に6種類以上の薬剤を処方されている、かつ、処方日数が90日を超えている者とする。
- ③ 長期服用を考慮し、当月のレセプトだけでなく、当月から3か月前までの4か月分のレセプトを参照すること。
- ④ 月に複数の銘柄の医薬品がある場合でも、「薬価基準コードの上7桁」（又は薬理作用）が同じであれば、ひとつの医薬品として取り扱うこと。
- ⑤ 一時的に服用した可能性のある医薬品が対象として含まれないようにすること。
- ⑥ 悪性新生物又は精神疾患に罹患している場合は、対象として含まれないようにすること。
- ⑦ 複数の医療機関を受診している場合でも、ひとつの医療機関ですべての医薬品が管理されている場合は対象として含まれないようにすること。
- ⑧ ポリファーマシー状態の対象者を抽出するため、「相互作用（併用禁忌）」「高齢者に慎重投与すべき医薬品」「傷病名禁忌」があるかを明らかにすること。

イ. その他分析内容

- ① 「日本版抗コリン薬リスクスケール」等のデータベースに基づき、抗コリン作用薬の服薬状況についても分析し、その結果をリストに掲載すること。

(3) 服薬情報通知書の作成及び発送

市と協議の上、6 (2) で作成したリストから発送対象者を選定し、医薬品の適正使用を促す通知書を作成し発送する。通知書の発送に係る郵送料は委託料に含めるものとする。

ア. 発送予定件数

重複・多剤服薬対象者合わせて 100 件

イ. 発送時期

時期については、あらかじめ市と協議を行うこと。

ウ. 通知書の内容

- ① 通知書の原稿・デザインは受託者が作成し、市に事前に 1 回以上の校正の確認を行い、市の要望による修正を実施すること。
- ② 重複服薬者、多剤服薬者それぞれの対象者ごとの分析結果に対応した内容とし、訴求力の高いデザインとすること。

エ. 印刷及び封入封緘

- ① フルカラー印刷とすること。
- ② 対象者の郵便番号、宛先、宛名は、市が提供する情報を基に受託者が印刷すること。
- ③ 通知書発送に必要な封筒は受託者が用意し、封入封緘を行い発送すること。

(4) サポートデスクの設置

被保険者からの問い合わせに対応するため、薬剤師を含む専門のスタッフによる電話対応を行うサポートデスクを設置すること。

- ア. 設置期間は、通知書発送から本契約終了までとする。
- イ. 問い合わせ対応は、土日祝日及び受注者の規定に基づく休日（年末年始等）を除く月曜日から金曜日までとし、時間帯については、あらかじめ市と協議を行うこと。
- イ. 問い合わせ対応の際には、服薬情報通知書及び被保険者データなどの個人情報を見ないものとする。
- ウ. マニュアルを整備し、被保険者の理解を得るよう、丁寧な説明を行うこと。
- エ. 治療行為に影響を及ぼす等の内容を含め、受託者が判断すべきでない内容については、回答しないものとする。

(5) 訪問指導対象者の抽出及びリスト作成

6（2）のリストから、特に指導が必要と判断される優先順に 50 名程度を抽出し、訪問指導対象者リストを作成し、保健師等が訪問指導を実施する上で必要なレセプト情報等と共に市に提出する。

なお、医薬品名については、薬効分類及び効能効果についての情報を明記すること。また、対象者の抽出条件となった服薬情報について、該当する箇所に色又は記号を使用する等、分かりやすく明記すること。

(6) 効果分析報告書の作成

6（1）のデータベースを用いて、通知書送付前後の服薬状況や医療費及び薬剤費の比較を行い、事業の効果分析を行う。

- ア. 単純に医薬品数や薬剤費の増減を測定するだけでなく、疾病ごとに医薬品を正確に紐づけし分析すること。
- イ. 重複服薬の改善や相互作用（併用禁忌）の改善等も効果に含めること。
- ウ. どの対象者が改善したか分かるよう作成すること。
- エ. 分析結果を踏まえ、次年度以降に向けた課題解決策の提案を行うこと。

7. 成果物

次の物を成果物として市に提出すること。

(1) 服薬情報通知対象者リスト

対象者リスト電子データ

(2) 効果分析

A4 版カラー刷りで印刷製本されたもの及び電子データ、調査や分析の過程で得られた電子データ

8. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、完了払いとする。

(2) 受託者は、業務完了後速やかに市に業務完了届を提出すること。市は、速やかに検査等を実施し、受託者は、検査等に合格したのち市へ代金の支払いを請求する。

(3) 市は受託者から提出された請求書を審査し、適正と認めたときは受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

9. 情報の保護

(1) 市及び受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を、市及び受託者の承諾を得ず第三者に漏らさないこと（資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む）。

(2) 受託者は、本業務に関するデータ管理について、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するための措置を講じること。

(3) 受託者は、本業務が完了したとき、又は契約の変更若しくは解除されたときは、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すものとする。

10. 個人情報の保護

個人情報の本旨を周知徹底し、関係諸法令及び次の個人情報取り扱い事項を遵守すること。

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たること。

(2) 受託者は、本業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(3) 受託者は、この契約による業務の実施のために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約に基づく利用及びその業務の目的を達するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

(4) 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本契約を処理するために、市から提供され、また作成した個人情報が記録された資料等は速やかに市に返還し、又は引き渡すこととする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

11. その他

(1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる経費については

全て受託者の負担とする。

- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 市が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応する。
- (4) 契約締結後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 報告書のフォーマットについては、別途協議し提供すること。
- (6) 社会情勢の変化による物価高騰等により、委託金額の範囲内での業務履行に問題が生じた場合、受託者は速やかに市と協議すること。
- (7) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については市と受託者が協議して定める。